

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 文化財保護法施行令の一部改正

一 文化財保護法第四百十一条第二項に規定する勧告又は命令に関し、文化庁長官が同項に規定する協議を行う各省各庁の長を定めるものとする。 (第三条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 都市公園法施行令の一部改正

都市公園に公園施設として設けられる建築物で一定の建築面積を超えることができるものとして、登録

有形民俗文化財及び登録記念物として登録された建築物を追加すること。 (第六条関係)

第三 新都市基盤整備法施行令の一部改正

新都市基盤整備事業の施行者が収用することのできる土地の面積の算出に当たつての学術上又は宗教上

特別な価値のある土地として、重要文化的景観を構成する土地を追加すること。 (第三条関係)

第四 文部科学省組織令の一部改正

文化庁文化財部記念物課の所掌事務に文化的景観の保存及び活用に関する事務を追加すること。 (第百

十条関係)

第五 その他

文化財保護法において条文の枝番号を整理したことに伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日

この政令は、平成十七年四月一日から施行すること。